

平成31年3月13日

各指定居宅介護支援事業者 様

海南市高齢介護課長

(公印省略)

介護予防・生活支援サービス事業に係る事業対象者の有効期間の取扱い変更について

介護予防・生活支援サービス事業に係る事業対象者については、これまで有効期間を2年と定めておりましたが、海南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の改正に伴い、平成31年4月1日以降が有効期間の開始日となる事業対象者については、有効期間の終了日を定めないこととしましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

(例)

新規					
平成31年3月15日に新規でチェックリストを実施した場合					
		有効期間 (翌月から2年間)			
		H31.3.15	H33.3.31		
更新					
有効期間が平成31年3月31日までの対象者が平成31年3月15日にチェックリストを実施して有効期間を更新した場合					
		有効期間(期限なし)			
		H31.4.1			
新規・更新					
平成31年4月1日に新規でチェックリストを実施した場合					
		有効期間(期限なし)			
		H31.4.1			